

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年10月26日 13時45分ごろ
発生場所	山口県萩市 ^{とらが} 虎ヶ埼北方沖 虎ヶ埼灯台から真方位009° 580m付近 (概位 北緯34° 27.9' 東経131° 23.9')
事故の概要	漁船 ^{ちようよう} 長洋丸は、南西進中、また、プレジャーボート ^{マリナー} Marina Hagi は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年11月1日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 長洋丸、6.6トン YG2-7856（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート Marina Hagi、5トン未満（長さ5.93m） 291-34503山口、株式会社マリナー萩
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、南西進中、船長Aが、船首浮上 によって生じた死角を補う目的で、手動操舵によって船首を小さな振 り幅で左右に振りながら航行していたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを乗せ、漂流中、船長 Bが、接近するA船を認め、ふだんから航行中の他船が漂流中のB船 を避けていたので、A船が避けると思い、漂流を続けていたところ、 接近し続けるA船に危険を感じ、大声を出して手を振ったものの、更 に接近するので、移動しようとしたが間に合わず、A船と衝突した。 船長B及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していた。
分析	A船は、南西進中、船長Aが、船首浮上により生じた死角を補う見 張りを適切に行わずに航行を続けたことから、前路で漂流中のB船に 気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、漂流中、船長Bが、接近するA船を認めたものの、A船が 避けると思い、漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えら れる。
原因	本事故は、A船が南西進中、B船が漂流中、船長Aが、船首浮上に

	<p>より生じた死角を補う見張りを適切に行わずに航行を続け、また、船長Bが、A船が避けると思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船首浮上等によって船首方に死角を生じる船舶においては、死角となる範囲を把握した上、同死角を十分に補うことができるまで左右に大きく船首を振るなどして見張りを行うこと。・ 漂泊中であっても、接近する他船の動向に注意し、衝突のおそれがある場合には、有効な音響による信号を行うとともに、余裕のある時機に移動するなどの措置を講じること。